

大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス事業の 請求に関する注意点について（周知）

日頃より、大田区の家族介護者支援ホームヘルプサービス事業に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当事業に関する請求関係において、以下のとおりとしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

1 利用者の印鑑について

大田区では、会計事務における印鑑は、金銭の支払に関する意思を確認するため、朱肉を用いる印鑑を使用することが原則です。スタンパーは、同一の印影が大量に供給されており、意思の確認が困難であるため、請求に係る関係書類への使用を認めていません。

つきましては、委任状・利用券ともに朱肉を用いる印鑑を使用していただきますよう、御利用者様への説明を含め、御協力をお願いいたします。

また、平成31年3月以前の利用においては、利用券のホームヘルパー印についても同様に、朱肉を用いる印鑑を御使用ください。

2 その他

請求の際、ご注意いただきたい点についてまとめましたので、下表により再確認願います。

種別	注意点	コメント
全般	元号表記	令和元年5月以降に利用した場合、日付は「令和」表記としてください。 例) × 平成 32年 5月 1日 ○ 令和 元 (1) 年 5月 1日
全般	事業所名等のゴム印が鮮明でない。	あまりに不鮮明だと、不備となる可能性があります。かすれが無いようにしてください。
全般	消せるボールペンを利用している。	利用不可です。
全般	事業所名や代表者氏名等が区の登録と異なる。	協定書の記載と同じにしてください。また、請求書・実績表・利用券・委任状の記載は同じにしてください。
全般	印漏れ	特に利用券のヘルパー印と利用者印、利用日時の訂正印漏れなどの不備が多いです。
請求書	請求金額に¥マークがない。	鮮明に、「¥」をお書きください。
請求書	小計欄が空白。	漏れが無いようにお願ひします。

【問い合わせ先】

各地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 5764-0658 蒲田 5713-1508

調布 3726-6031 糀谷・羽田 3741-6525